

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																																												
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、次に掲げる地域集会所（以下「集会所」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 墨田区コミュニティ会館条例（平成 6 年墨田区条例第 3 3 号）別表に掲げる施設のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（別表第 1 において「東駒形集会所」という。）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（別表第 1 において「梅若橋集会所」という。）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（別表第 1 において「横川集会所」という。）</p> <p>別表第 1</p> <p>1 貸切りの場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 名称</th> <th colspan="3">利用料金（1室につき）</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時から正午まで</th> <th>午後 1 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 9 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立川集会所</td> <td>1,800 円</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>寺島集会所</td> <td>1,800 円</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>千歳集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>八広中央集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>曳舟集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔 〕</td> </tr> <tr> <td>押上集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>東向島集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>八広一丁目集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>東墨田うめぞの集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> <tr> <td>横川三丁目集会所</td> <td>2,600 円</td> <td>3,400 円</td> <td>3,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称	利用料金（1室につき）			午 前	午 後	夜 間	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	立川集会所	1,800 円	2,400 円	2,400 円	寺島集会所	1,800 円	2,400 円	2,400 円	千歳集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	八広中央集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	曳舟集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	〔 〕				押上集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	東向島集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	八広一丁目集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	東墨田うめぞの集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	横川三丁目集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円	<p>〔同左〕</p> <p>第 1 条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（別表第 2 において「東駒形集会所」という。）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（別表第 2 において「梅若橋集会所」という。）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（別表第 2 において「横川集会所」という。）</p> <p>別表第 1</p> <p>1 貸切りの場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 名称</th> <th colspan="3">利用料金（1室につき）</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時から正午まで</th> <th>午後 1 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 9 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立川集会所</td> <td>1,700 円</td> <td>2,200 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>寺島集会所</td> <td>1,700 円</td> <td>2,200 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>千歳集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>八広中央集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>曳舟集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>西あずま集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>押上集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>東向島集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>八広一丁目集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>東墨田うめぞの集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>横川三丁目集会所</td> <td>2,400 円</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称	利用料金（1室につき）			午 前	午 後	夜 間	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	立川集会所	1,700 円	2,200 円	2,200 円	寺島集会所	1,700 円	2,200 円	2,200 円	千歳集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	八広中央集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	曳舟集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	西あずま集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	押上集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	東向島集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	八広一丁目集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	東墨田うめぞの集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円	横川三丁目集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円
区分 名称		利用料金（1室につき）																																																																																																											
		午 前	午 後	夜 間																																																																																																									
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで																																																																																																										
立川集会所	1,800 円	2,400 円	2,400 円																																																																																																										
寺島集会所	1,800 円	2,400 円	2,400 円																																																																																																										
千歳集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
八広中央集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
曳舟集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
〔 〕																																																																																																													
押上集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
東向島集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
八広一丁目集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
東墨田うめぞの集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
横川三丁目集会所	2,600 円	3,400 円	3,400 円																																																																																																										
区分 名称	利用料金（1室につき）																																																																																																												
	午 前	午 後	夜 間																																																																																																										
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで																																																																																																										
立川集会所	1,700 円	2,200 円	2,200 円																																																																																																										
寺島集会所	1,700 円	2,200 円	2,200 円																																																																																																										
千歳集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
八広中央集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
曳舟集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
西あずま集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
押上集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
東向島集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
八広一丁目集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
東墨田うめぞの集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										
横川三丁目集会所	2,400 円	3,100 円	3,100 円																																																																																																										

江東橋集会所	2,600円	3,400円	3,400円
一寺言問集会所	2,600円	3,400円	3,400円
業平三丁目集会所	2,600円	3,400円	3,400円
立花四丁目集会所	2,600円	3,400円	3,400円
京島第一集会所	2,600円	3,400円	3,400円
京島第二集会所	2,600円	3,400円	3,400円
なりひら神明橋集会所	2,600円	3,400円	3,400円
太平四丁目集会所	2,600円	3,400円	3,400円
東駒形集会所	2,600円	3,400円	3,400円
梅若橋集会所	2,600円	3,400円	3,400円
横川集会所	2,600円	3,400円	3,400円

付記

1・2〔略〕

2 貸切りでない場合

名称	種別	利用料金
業平三丁目集会所	トレーニング室	1回、2時間以内 240円

別表第2

区分	使用料(1室につき)		
	午前	午後	夜間
名称	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園集会所	1,800円	2,400円	2,400円

付記

1・2〔略〕

付 則

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に利用承認又は使用承認を受けているものに係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

本項を削る一部改正条例(議案第63号)を提案中

江東橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円
一寺言問集会所	2,400円	3,100円	3,100円
業平三丁目集会所	2,400円	3,100円	3,100円
立花四丁目集会所	2,400円	3,100円	3,100円
京島第一集会所	2,400円	3,100円	3,100円
京島第二集会所	2,400円	3,100円	3,100円
なりひら神明橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円
太平四丁目集会所	2,400円	3,100円	3,100円
東駒形集会所	2,400円	3,100円	3,100円
梅若橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円
横川集会所	2,400円	3,100円	3,100円

付記

1・2〔略〕

2 貸切りでない場合

名称	種別	利用料金
業平三丁目集会所	トレーニング室	1回、2時間以内 220円

別表第2

区分	使用料(1室につき)		
	午前	午後	夜間
名称	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園集会所	1,700円	2,200円	2,200円

付記

1・2〔略〕